

## 新潟県湯沢町基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### （1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月現在における新潟県湯沢町の行政区域とする。概ねの面積は 3 万 5,700 ヘクタール程度である。

なお、本区域は次の区域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・自然公園法に規定する国立公園、県立自然公園地域
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地

また、次に挙げる地域は本区域には存在しない。

- ・新潟県自然環境保全地域
- ・自然公園法に規定する国定公園
- ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ・環境省が自然環境基礎調査で選定した特定植物群落
- ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
- ・シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

（促進区域図）



## (2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

### ～新潟県の玄関口～

湯沢町は、新潟県の最南端、関東と新潟市のほぼ中間点に位置し、標高 365 メートルの山あいの温泉地である。

町の総面積中、94%は山林である。町の大半は上信越高原国立公園に含まれ、谷川連峰や靈峰苗場山など 2,000 メートル級の山々に囲まれている。そしてこれらを源とする多くの溪流や清流、比較的冷涼な日本海型気候とあわせ、四季折々の彩り豊かな自然景観と自然環境に恵まれている。

また、日本でも有数の豪雪地帯ならではの条件を生かしたスキー場や温泉、レクリエーション施設等、多くの観光資源を有している。

### ～充実の交通インフラ～

首都圏との生活面、交流面、産業面の繋がりの要として関越自動車道が通っており、湯沢 IC が常設されている。練馬 IC からは 120 分と、首都圏へのアクセスは充実している。主要道路は国道 17 号が町を縦断する形で通っており、これを補完する形で県道 14 路線（県管理国道含む）と町道 361 路線（未供用路線含む）が生活道路を形成している。

鉄道は上越新幹線の越後湯沢駅が所在し、東京まで最短 71 分で結ぶ。また、新潟市まで最短 43 分で到着でき、首都圏と日本海側最大の政令指定都市・新潟市の両者に好アクセスの環境が整っている。

### ～観光のまち～

湯沢町は、年間 440 万人が訪れる観光地であり、町内に観光施設、温泉施設、文化施設、スポーツレクリエーション施設や 13 か所のスキー場があり、町民はもとより、多くの観光客に利用されている。

そのため、湯沢町における産業別就業人口（平成 27 年国勢調査）の割合は、第一次産業 3.6%、第二次産業 13.7%、第三次産業 82.7% と、観光関連産業の存在が目立っている。前述のとおり年間の観光客数は 440 万人で、ピーク時よりも激減したとはいえ、湯沢町の重要な産業であることに間違はないところである。近年は外国人観光客数も右肩上がりで増加している。

### ～人口分布の状況～

町内は大きく分けて大字三国地区（人口 517 人）、大字三俣地区（人口 260 人）、大字神立地区（人口 1,492 人）、大字土樽地区（人口 2,736 人）、大字湯沢地区（人口 3,158 人）に区分され、総人口は 8,163 人である（上記人口は平成 28 年度末住民基本台帳による）。

昭和 50 年の国勢調査をピークに人口の減少が続いている。一方、65 歳以上の高齢者の占める割合は平成 2 年度の 1,376 人（13.78%）、平成 7 年度の 1,661 人（17.29%）、平成 12 年度の 1,981 人（21.68%）、平成 17 年度の 2,232 人（25.62%）、

平成 22 年度の 2,490 人（29.65%）、平成 27 年度の 2,728 人（33.91%）と増加している。人口年齢構成は、65 歳以上人口が増加する半面、出生数の減少により生産年齢人口（15～64 歳）の割合が低下しているため、老人人口（65 歳以上）の構成比が大幅に増加しており、今後ますます高齢化が進んでいくものと予測される。

～若者が生活の場として選択するまちへ～

平成 27 年 10 月に策定した湯沢町総合戦略では、生産年齢人口の確保を課題として、重点目標に「若者が生活の場として選択するまち」を掲げた。首都圏から新幹線で通勤可能な交通環境を活かして、若者が首都圏で働きながら湯沢町に定住するライフスタイルを提案し、「働く」「住む」「子育て」を支援する「移住定住促進プロジェクト」を展開している。

また、明日を担う子どもたちの教育環境整備のため、平成 27 年 4 月には 5 つの小学校と中学校を統合した「湯沢学園」を開校し、さらに、平成 28 年 4 月からは 4 つの保育園も同じ場所に統合した、全国的にも珍しい保・小・中一貫教育をスタートさせている。

～企業誘致による地域経済の活性化～

国の地方創生人材支援制度を活用し、民間会社から非常勤特別職として「企業誘致推進官」を登用し、企業誘致に重点的に取り組んでいる。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

### （1）目指すべき地域の将来像の概略

湯沢町は、雇用者数の大勢が観光業に従事しており、年間 440 万人が訪れる観光地として発展してきた。その特性を活かし、波及する業種に投資をすることで、当該地域の未来を牽引させる。具体的には、観光産業に関連する企業及び業種の進出を推進するとともに生産性改革を高め、地域経済の活性化及び雇用の創出を狙う。

同時に、既存業種とは異なる産業の誘致も推進し、雇用の創出を実現し、定住者の増による経済効果、税収増を目指す。

### （2）経済的効果の目標

#### 【経済的効果の目標】

|                    | 現状   | 計画終了後   | 増加率 |
|--------------------|------|---------|-----|
| 地域経済牽引事業による付加価値創出額 | －百万円 | 145 百万円 | －   |

（算定根拠）

1 件あたり 3,628 万円の付加価値額（新潟県の 1 事業所あたり付加価値額の平均：平成 24 年経済センサス活動調査）を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出し、これら

の地域経済牽引事業が当区域で 1.33 倍の波及効果（新潟県の全産業の生産波及の大きさ：平成 23 年新潟県産業連関表）を与え、当区域で 14,476 万円の付加価値を創出することを目指す。

14,476 万円は、促進区域の全産業付加価値額 2,037,700 万円（平成 24 年経済センサス活動調査）の 0.7% であり、地域経済に与える影響は大きい。

【出典】平成 24 年経済センサス活動調査、平成 23 年新潟県産業連関表

また、KPI として、地域経済牽引事業の承認事業件数を設定する。

#### 【任意掲載の KPI】

|        | 現状 | 計画終了後 | 増加率 |
|--------|----|-------|-----|
| 承認事業件数 | —  | 3     |     |

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

#### （1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

#### （2）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値增加分が 3,628 万円（新潟県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサス - 活動調査（平成 24 年））を上回る見込みであること。

#### （3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 3 % 増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 3 % 増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 2 % 増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 5 % 増加すること

なお、（2）、（3）の指標については、事業期間が 5 年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

#### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

該当なし。

#### 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

##### (1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①湯沢町の越後湯沢温泉、ウィンタースポーツなどの観光資源を活用した観光・まちづくり分野
- ②湯沢町の温泉を活用した健康関連分野

##### (2) 選定の理由

- ①湯沢町の越後湯沢温泉、ウィンタースポーツなどの観光資源を活用した観光・まちづくり分野

湯沢町は、年間 440 万人が訪れる観光地であり、近年は外国人観光客も増加している（平成 26 年度 79,900 人、平成 27 年度 115,100 人、平成 28 年度 146,900 人）。湯沢町には越後湯沢温泉や岩原温泉などがあり、目的別観光客数調べでみると、湯沢町に 5 つある町営共同浴場のほか、民間事業者による温泉施設やホテル・旅館の温泉を堪能した観光客は年間 100 万人にも上り、観光客にとって非常に訴求力のある観光資源となっている。また、観光客のおよそ 6 割は、スキーやスノーボードなどのウィンタースポーツや雪遊びを楽しむため、冬期に湯沢町を訪れている。全国的に有名な苗場スキー場は 82 万人、5 月の連休まで営業できるほど雪が豊富なかぐらスキー場は 37 万人、上越新幹線 G A L A 湯沢駅と直結した G A L A 湯沢スキー場は 34 万人が訪れる。その他、春の桜や新緑の木々、秋の紅葉など季節によって異なる景色を楽しめる自然や、年間を通して魅力を堪能できる越後湯沢温泉など、観光資源が豊富であることが多くの観光客が湯沢町を訪れる理由である。

湯沢町における産業別就業人口（平成 27 年国勢調査）の割合は、第一次産業 3.6%、第二次産業 13.7%、第三次産業 82.7% と、観光関連産業の存在が目立っている。また、産業別事業所数は、全 852 事業所のうち飲食店・宿泊業が 379 事業所と 44.5% を占めており（平成 24 年経済センサス）、観光業は湯沢町にとって重要な産業である。

については、今後も観光振興に注力することが重要であり、平成 28 年度には地方創生加速化交付金の交付を受け、携帯電話のローミングデータを解析し外国人観光客の行動パターンを把握して商品開発につなげる取組や、域内 Wi-Fi を整備

し、Wi-Fiに接続した際のゲートウェイで情報を取得し、立ち寄り場所や滞在時間などの行動パターンを解析して誘客につなげる取組を実施した。

このような観光産業の状況をふまえて、湯沢町を訪れる方が増え、消費する地域経済牽引事業を実施することで地域経済が活性化するよう、観光産業の振興に取り組んでいく。

## ②湯沢町の温泉を活用した健康関連分野

湯沢町には越後湯沢温泉や岩原温泉などがあり、東京から上越新幹線で最短71分、練馬ICから関越自動車道で2時間の好アクセス地に位置することもあり、毎年、多くの観光客が温泉目的で湯沢町を訪れている。目的別観光客数調べ（湯沢町役場観光商工課調べ）でみると、湯沢町に5つある町営共同浴場のほか、民間事業者による温泉施設、ホテル・旅館で活用されている温泉を堪能した観光客は100万人にも上り、外部に向けて非常に訴求力のある資源となっている。

湯沢町の温泉の成分は、単純弱アルカリ性・低張性・高温泉の単純温泉や硫黄泉・塩化物泉など、いくつかの泉質の異なる源泉井がある。

また、湯沢町には前述のとおり町内いたるところに入浴施設があるほか、リゾートマンションが58棟あり、その多くに共用施設として温泉大浴場があることから、心身の健康を求めて滞在する町として、認知されているところである。

なお、新潟県では「健康ビジネス連峰政策」を推進しており、先導的プロジェクトへの支援などを展開しているほか、平成27年6月に隣市に魚沼基幹病院が開院し、地方病院間のネットワークの再構築が図られているところである。

こうした湯沢町が持つ魅力を最大限活用し、温泉を活用して健康増進・リハビリ事業を行う地域経済牽引事業を実施することにより、湯沢町を健康増進・リハビリ拠点とすることや、各種関連産業の需要を創出する。

## 6 地域経済牽引事業の促進に関する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### （1）総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、各種分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを發揮する。

## (2) 制度の整備に関する事項

### ①立地企業への優遇制度

湯沢町において、立地企業への優遇措置を定めた条例の制定を検討中である。運用にあたっては、企業ニーズの変化に対応した見直しを行いながら周知・運用するとともに、地域の牽引役を果たすよう支援し、地域経済の活性化を図る。

### ②不動産取得税、県固定資産税、法人県民税、事業税軽減措置の整備

地域経済を牽引する事業及び成長分野への投資促進を図るため、一定要件のもと県税（法人県民税、事業税及び不動産取得税等）の軽減措置を講ずる条例を制定。

### ③地方創生関係施策

平成30～34年度の地方創生推進交付金を活用し、「湯沢町の越後湯沢温泉、ウインタースポーツなどの観光資源を活用した観光・まちづくり分野」及び「湯沢町の温泉を活用した健康関連分野」において、設備投資支援、受入体制の整備、調査・マーケティング・PR等を実施する予定。

## (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

### ①ITベンチャー創出等のためのITオフィス構築等のビジネス環境の整備

平成28年11月に湯沢町が開設した「湯沢町インキュベーションセンター」を活用し、ビジネス環境を提供する。

## (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者が抱える課題解決、提案については、湯沢町総務部企画政策課が一義的な窓口となり、必要に応じ、庁内関係部局とも連携・調整し、情報提供・収集・適地確保・制度整備を行っていく。また、湯沢町は国の地方創生人材支援制度により民間会社から非常勤特別職の企業誘致推進官を配置しており、民間企業の動向を把握し情報提供・収集を行うと同時に、新潟県とも連携し、企業訪問による企業要望を受け入れ、本促進地域への立地については企画政策課がワンストップ窓口となり対応する。

## (5) その他の事業環境整備に関する事項

### ①情報通信インフラの整備

設計・開発等の情報交換の内容が高度化するに伴い、情報量が増加し、大容量の情報通信回路が必要となっているため、地域内の光ファイバー設備の増強による高速インターネットの接続環境の充実を国、通信事業者に働きかけていく。

## ②インフラの整備

湯沢町から群馬県みなかみ町に抜ける国道 17 号について、現在の三国トンネルが老朽化していることから「新三国トンネル」の建設が進められている。開通すれば、湯沢町から関東に抜けるアクセス力の向上が図されることになる。

## ③事業承継

域内の事業者における円滑な事業承継を支援するため、地元金融機関、湯沢町商工会と共に支援する。

## (6) 実施スケジュール

| 取組事項                                     | 平成 29 年度                | 平成 30 年度            | 令和元年度～ 5 年度（最終年度）   |
|--|-------------------------|---------------------|---------------------|
| 【制度の整備】                                  |                         |                     |                     |
| ①立地企業への優遇制度                              | 3 月議会に条例提案・審議予定         | 運用<br>必要に応じた改正・制度創設 | 運用<br>必要に応じた改正・制度創設 |
| ②不動産取得税、県固定資産税、法人県民税、事業税の軽減措置の創設         | 9 月議会に条例提案・審議<br>10 月施行 | 運用                  | 運用                  |
| ③地方創生関係施策                                | 申請に向けて検討                | 申請に向けて準備            | 運用                  |
| 【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）            |                         |                     |                     |
| ① I T ベンチャー創出等のための I T オフィス構築等のビジネス環境の整備 | 運用                      | 運用                  | 運用                  |
| 【事業者からの事業環境整備の提案への対応】                    |                         |                     |                     |
| 関係機関の対応                                  | 運用                      | 運用                  | 運用                  |
| 【その他】                                    |                         |                     |                     |
| 情報通信インフラの整備                              | 整備                      | 整備                  | 整備                  |
| インフラの整備                                  | 整備                      | 整備                  | 整備                  |
| 事業承継                                     | 支援                      | 支援                  | 支援                  |

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、新潟県内や湯沢町内に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限に発揮する必要がある。そのため、湯沢町は連携支援機関の理解醸成に努める。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ①公益財団法人にいがた産業創造機構

本県産業の活性化及び中小企業の発展を目的に、新規創業や新分野進出等の経営革新、製品開発・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、产学連携、情報提供等の幅広い支援の事業を行っている。

#### ②湯沢町観光協会

湯沢町観光協会は湯沢町の観光産業の発展に主導的な立場であるため、湯沢町とともに町内経済活性化に向けて様々な取組を行う。

#### ③湯沢町商工会

湯沢町商工会は湯沢町の商業振興の発展に主導的な立場であるため、湯沢町とともに町内経済活性化に向けて様々な取組を行う。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うことになった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は自然公園計画との整合を図り、新潟県自然環境部局及び地方環境事務所との調整を行ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業を承認する際

は、国立公園においては地方環境事務所と、国定公園においては新潟県自然環境部局と調整を図ることとする。

## (2) 安全な住民生活の保全

湯沢町は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、「湯沢町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、行政並びに住民、企業及びこれらの者の組織する民間の団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、その他犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進している。

企業立地を始めとする様々な事業活動にあたっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に配慮することが重要であり、各条例の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するために、次の事項に留意し、犯罪を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

- ・防犯設備の整備

- 犯罪被害防止のための防犯カメラの設置、照明の設置等

- ・防犯に配慮した施設の整備・管理

- 植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や施設管理の徹底等

- ・従業員に対する防犯指導

- 法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等

- ・地域における防犯活動への協力

- 地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品・場所の提供等の協力

- ・交通安全施設の整備

- ①交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等

- ②交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等

- ・不法就労の防止

- 外国人を雇用しようとする際ににおける旅券等による当該外国人の就労資格の確認等

- ・地域住民との協議

- 企業立地や事業高度化の際ににおける地域住民・自治会等への事業説明や意見聴取等

- ・警察への連絡体制の整備

- 犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等

- ・警察署との連携

- 湯沢町内の道路計画及び一般道路へのアクセス道路取付け等の整備が行われる際には、警察署との事前協議を行いながら進める。また、企業立地に伴う工場等への乗り入れ口の整備についても、交通安全の観点から警察署との事前協議を行う。

(3) その他

○ P D C A 体制の整備等

毎年度、K P I など実績について湯沢町総合戦略推進会議に報告するとともに、効果検証を実施し、計画の実効性を高めていく。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(以下「新基本方針」という。)に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画(以下「新基本計画」という。)を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

(新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)